

一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会 個人正会員規約

第1章 総則

第1条（会員制度の設立）

一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会（以下当法人という）の、定款第4条1項の目的を達成するため、当法人に個人会員制度を設ける。

第2条（会員制度の目的）

会員は、職場において、全ての者が等しく不当に傷つけられてはならない「尊厳と人格」を持った存在である事を認識し、其々の価値観や立場、能力の違いを認めて人格を尊敬しあう事、すなわち「人格尊重」の意識を自ら高めていくことを目的とする。

2. 会員は、ハラスメント防止に関する活動を行い、職場の環境の改善を通して「働く人と会社等」を守り、もって地位向上をめざす。

第3条（会員制度にかかる決議）

本会員制度の会員向けサービスの内容、会費（更新料）等に関する必要な事項及び会員規約は、当法人の理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

第4条（本規約）

本会員組織の運営は本規約の定めるところによる。本規約に定めない事項であって必要となった事項は理事長が別にこれを定める。

第2章 会員（更新料）

第5条（入会と会員更新）

会員は次の者とし、当法人の目的に賛同する者とする。

（1）当法人が主催する下記の研修及び講座を受講して修了審査に合格した者を会員とする。

ハラスメントカウンセラーに係る研修及び講座

ハラスメント相談員に係る研修及び講座

ハラスメントマネージャーに係る研修及び講座

（2）当法人が開催する下記の認定試験に合格した者を会員とする。

ハラスメント相談員に係る認定試験

ハラスメントマネージャーに係る認定試験

(3) (1) 及び (2) と同等の識見があると理事長が認めた者で所定の手続きを経た者を会員とする。

2. 会員は更新のための手続きを、取得年度より2年経過時に行い、次回以降は1年に1回行うと共に更新審査を受けなければならない。更新審査に合格した者は継続して会員となることができる。

第6条（会員の禁止行為）

会員は次の行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員や第三者又は当会に迷惑をかけたたり不利益を与える行為。
- (2) 他の会員や第三者又は当会を誹謗中傷したり、名誉・信用を毀損する行為。
- (3) 前各項に定める行為を助長する行為。
- (4) 前各項以外に当法人が不相当と判断する行為。

第7条（退会）

会員は事務局に申し出ることにより退会することができる。退会の申し出がない場合で、次の各号に該当したときは、事務局は退会したものと看做することができる。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会費（更新料）を3ヶ月以上滞納したとき
- (3) 会員の所在が6ヶ月以上不明のとき

第8条（除名）

会員が次のいずれかに該当する場合は、理事会において、3分の2以上の議決にもとづき除名される場合がある。ただし、その会員に対し、議決の前に文書による弁明の機会が与えられる。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員登録時の申告内容に虚偽の事実が発覚したとき
- (4) その他会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第3章 サービスの提供

第9条（サービスの享受）

会員は当法人の提供するサービスを享受することができる。サービスの種類および内容については別途定める。なお、サービスの種類及び内容については、当法人の理事会の決議により変更されることがある。

第10条（サービスの提供停止）

会員は次の場合に、当法人の提供するサービスを受ける権利が停止される。継続的なサービスの提供を受けている場合においてはサービスの途中においても停止される。

- （1）退会を申し出て、退会時期が到来したとき
- （2）除名処分を受けたとき
- （3）会費（更新料）が1カ月以上未納のとき

第4章 会費（更新料）

第11条（会費（更新料））

会員は3年次以降の会費（更新料）を支払わなければならない。会費（更新料）は3,000円（税別）とする。入会金及び1年次及び2年次の会費（更新料）はハラスメントに係る研修及び講座、認定試験の費用及び受験料に含む。

一度退会した後、再度入会する場合の入会金は10,000円（税別）とする。

第12条（会費（更新料）の支払い）

会費（更新料）の支払いは次の通りとする。

- （1）会費（更新料）は、会員となる研修及び講座を受講して修了審査に合格した日を開始日として2年間を経過した日までに支払う。3年目以降は1年間経過した日までに行う更新審査に合格した日から1カ月以内に支払う。
- （2）前項に係わらず、特定の条件で理事会決議を経て理事長が会費免除で入会を認める場合がある。
- （3）一旦納入された入会金および会費（更新料）の返金には一切応じない。

第5章 規約の改正

第13条（規約の改正）

本規約の改正は理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

第14条（解散）

当法人定款第46条の合併等により本会員組織の運営が困難となったとき、同定款第47条の解散の時、もしくは当法人の理事会が本会員制度の停止を決定したときは、本会員組織はこれを解散する。

附則 この規約は令和元年8月25日から施行する。

一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会 会員特典

1. 会員は、下記（１）の研修及び講座を受講して修了審査に合格した者、下記（２）の認定試験に合格した者とします。合格すると自動的に一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会会員となります。初回は取得年度を含めて２年間有効な会員カードが発行されます。
 - （１）当法人が主催する下記の研修及び講座を受講して修了審査に合格した者
 - ハラスメントカウンセラーに係る研修及び講座
 - ハラスメント相談員に係る研修及び講座
 - ハラスメントマネージャーに係る研修及び講座
 - （２）当法人が開催する下記の認定試験に合格した者
 - ハラスメント相談員に係る認定試験
 - ハラスメントマネージャーに係る認定試験
2. 会員は JHCA マークを利用し、会員であることを名刺等に表示することができます。
3. 会員には相談用、カウンセリング用、マネージャー用のチェックシート等が提供されます。
4. 東京・大阪などで無料の講演会や勉強会、有料の研修会などに参加する場合、招待又は優待（割引）をいたします。
5. Web 上のパスワード付き書庫から様々な資料が無料でダウンロードできます。
6. 市販予定の公式テキスト、ビデオ教育教材を 20%割引で購入できます。
7. 当協会顧問弁護士にハラスメント問題案件、その他経営に関する案件について相談できます。1回の相談について個人負担額はホームページでご確認下さい。